

平成 27 年度第 3 回羽村市福祉施策審議会 会議録	
日 時	平成 28 年 1 月 14 日（木曜日）午後 7 時～午後 8 時 30 分
会 場	市役所 4 階 特別会議室
出席者	会長 川村孝俊、副会長 志田保夫 委員 井上克己、石川美紀、堀内政樹、田口尚子、阿部啓一、藤谷文康、栗原悦男、高橋英保、池田和生、堀 茂子、岡 誠
欠席者	関口 勝、橋本久美子、
議 題	1. 会長あいさつ 2. 審議 3. その他
傍聴者	なし
配布資料	・ 資料 1 ひとり暮らし高齢者施策について
会議の内容	1. 開会 (司会) ただ今より第 3 回福祉施策審議会を開催させていただきます。本日の欠席委員は関口委員と橋本委員で、事前に欠席の連絡をいただいております。それでは早速、次第に沿いまして進めさせていただきます。はじめに、本審議会の川村会長からごあいさつをお願いします。 2. 会長あいさつ (会長) 今日もみなさんの活発な意見をいただいて、まとめていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 3. 審議 (1) ひとり暮らし高齢者施策について (担当課) ≪概要説明≫ 羽村市の高齢化の現状について、74 歳までの前期高齢者は平成 28 年度以降減少に転じる推計ですが、75 歳以上の後期高齢者は増加を続ける推計となっています。一人暮らし高齢者世帯および高齢者のみ世帯は近年数・割合ともに増加してきています。国では地域包括ケアシステムの構築を進めており、羽村市においても各種施策に取り組んでいるところです。多様な主体による介護予防・生活支援サービスが受けられる体制を構築することが大きな柱となっています。 具体的な事業についてですが、資料の 5～10 ページの事業一覧の中で

黄色で網掛けした事業が、事業内容の中に「一人暮らし」というキーワードが入っている事業になります。11ページからは、黄色で網掛けした事業についての説明になります。16ページからは、区市町村における高齢者施策の実施状況一覧になっております。

別添の資料1-2は一人暮らし高齢者施策についての各市の取組状況をまとめたものです。別添の参考資料1は羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関して、要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に行った調査で、全体での結果と、一人暮らし世帯および高齢者のみ世帯での結果を抜き出してまとめたものになります。

特に高齢者の見守りなど、地域の中でどのように支えていけばいいのかといった点について、様々なご視点からご意見をいただければと思います。

(会長)

ご質問・ご意見があればお願いします。

(委員)

緊急通報システム事業について、原則3名の協力員の確保が課題であり、対応策を検討していくということですが、具体的にどのような対応策を検討していますか。

(担当課)

羽村市で行っている方法は、何かあった時は直接消防庁に通報がいく方法になっています。それ以外にも民間の警備会社を利用する方法もあり、その場合は通報すると民間会社の職員が現場に行って確認するため協力員が必要なくなりますので、平成28年度からはその方法を取り入れていきたいと考えています。

(委員)

集合住宅などでは管理組合がありますが、管理組合の中で協力して行う方法を、市からお願いしていくことはできないでしょうか。

(担当課)

協力員が必要ない方法で進めていく考えですが、協力していただける方がいるようであれば取り入れていきたいと考えています。

(委員)

資料を見ると膨大な業務量ですが、何人の職員で担当しているのですか。

(担当課)

一人暮らし高齢者施策については、高齢福祉係の4名の職員で対応しています。

(委員)

これだけの業務を福祉健康部で行うのは大変かと思います。外部の業者に委託して行っていると認識していました。これだけのサービスを行って

	いるとは言っても、実際にきめ細かいサービスができているのでしょうか。 (担当課) 委託業者よりはボランティア団体などと一緒に取り組んでいる事業が多くなっています。 (委員) トラブルなどはないでしょうか。職員の負担も大きいのではないのでしょうか。委託を考えてもよいのではないのでしょうか。 (担当課) 特にトラブルもなく運営できていると考えています。 (会長) メニューによって職員が直接担当するものと業者に委託しているものがあるので、細かく確認することはできませんが、行政施策の中でこれは必要というものは市の方でしっかり判断していただいて、サービスを提供してもらいたいと思います。他に皆さんから、資料に示されているサービスについてご意見があればいただきたいと思います。 (委員) 今日何を議論したいのかがよくわかりません。問題提起をしてもらえれば答えようがあるのですが、資料全体を見て意見を求められても何を話してよいかわかりません。 (会長) 今回我々が求められているのは初めに提示された4つの施策について意見を述べることで、今回は4つめの一人暮らし高齢者の施策についてご意見をいただければと思います。また、一人暮らし高齢者の個々の施策については高齢者福祉計画に詳しく記載されていますが、量が多いので一つ一つを審議できないと思いますので、総合的にご意見をいただければと思います。 (委員) アンケートの中で、サービスを知らないと答えている方が多いが、どのように市民にお知らせしていくお考えですか。 (担当課) アンケートの対象が介護サービスを受けていない元気な65歳以上の方を対象としているため、現時点ではサービスを必要としていないから知らない人が多いというのも一因かと思います。サービスが必要になった時に知らないということのないように周知していきたいと考えています。 (委員) 配食サービス事業について、私と同じマンションでこのサービスを利用している人がいるのですが、見ていると食事を届けてすぐ帰ってしまう様
--	--

子なので、単に配達しているだけで安否確認をしているようには見えないのですが。本来このサービスはきちんと本人に会って話をして安否確認するのが仕事だと思いますが、そこまでできていないように思います。

(担当課)

配食サービス事業は、必ずご本人に会って食事をお渡しすることになっており、お会いできなければ市に連絡をもらうことになっているので、安否確認はできているという認識でいます。特にその場で会話をしたりするわけではありませんが、きちんとお会いしてご様子を確認しています。

(部長)

もし食事を手渡しできなかった場合は必ず持ち帰り、持ち帰った場合は市に連絡をもらって確認しています。実際に、食事を手渡しできなかったため市から親族に連絡をとって親族が確認に行ったところ、中で倒れていたのを発見した事例もあります。「食事を渡せた」ということが安否確認になっています。

(委員)

行政サービスとして、単にお弁当を渡すだけでなく、もう少し何かした方がいいのではないかと思います。

(委員)

配食の仕事をしているのはボランティアの方々です。一人暮らし高齢者の方は人と話したいので、会話を始めてしまうとすごく時間がかかってしまうこともあります。

(会長)

ボランティアによる配食サービスと、市が行っている配食サービス事業の違いについて、事務局から説明をお願いします。

(担当課)

配食サービス事業は、いこいの里で通所介護事業を委託している業者に委託して行っているサービスで、週6日夕食をお届けしています。ボランティアによる事業については社会福祉協議会の事業で、社協に対して市の方で運営費の助成を行っている事業です。毎週木曜日に夕食をお届けしています。

(会長)

配食サービスに限らず他にもご意見があればお願いします。

(委員)

民間業者でも同様の料金で同じことをやっている業者があるので、市のサービスとして民間と違う特色がもう少しあってもいいと思います。質問ですが、このサービスは要介護者に限らず65歳以上の一人暮らしの方は誰でも利用できるのでしょうか。

(担当課)

対象は60歳以上で、市内在住の虚弱な一人暮らし高齢者および高齢者のみ世帯の方となっています。またはご家族が仕事などで一緒に食事がとれない方や、ご家族の出張などで一時的にお一人になる方、ご家族に障害があつて食事の世話を受けられない方となっております。

(委員)

対象となる方で、市長が特に認めた場合という記載がありますが、60歳に達しなくても認められることがあるという理解でよいのでしょうか。

(会長)

今まで市長が特別に認めた方というのはどんな方がいらっしゃいますか。

(担当課)

具体的な事例は今すぐに出てきませんが、考えられる事例としては虚弱の度合いや、何らかの事情でご家族がいらっしゃらずお一人になってしまつて食事の支度ができない方などが対象となりうると思います。

(委員)

60歳以上は必須の条件なのでしょうか。

(担当課)

60歳未満の方を認めた前例があるかどうかすぐに確認がとれないのですが、基本的には60歳以上となっております。

(会長)

他にご意見はありますか。

(委員)

羽村でも3,000人ほどの一人暮らし高齢者がいる中で、配食サービスの利用者は数十名しかいません。見守りのための施策をもっと何か打ち出せないでしょうか。市役所でできないことを地域の皆さんでやるというのも一つの福祉だと思いますが、地域の方々で見守り活動などの施策を打ち出せないかと考えています。

(会長)

実際にどのように見守りを行っていけばいいのかというのが悩みどころかと思います。皆さんの中で、実際の地域での見守りの方法やご自身の体験談などがありましたらお聞かせください。

(委員)

電話の貸出事業というのは本人の希望に基づいて行っているのでしょうか、それとも近隣の人が申し出たり、市で高齢の方を歩いて探したり面接などをして実施しているのでしょうか。ある人は周りの人からの連絡で気が付いたり、またある人は市からの連絡を受けて気が付いたり、バラバラ

の基準でサービスを実施するのはどうかと考えますがいかがでしょうか。

(担当課)

窓口で相談を受ける中で、利用してもらえるものを提案して使ってもらっています。

(委員)

困っている人が市役所を訪ねて相談するという理解でいいでしょうか。周りの人から連絡をもらって市が訪ねていくのか、それとも市民が市役所に訪ねてくるのを待つのかというのは福祉施策として重要なことだと思いますがいかがでしょうか。サービスを必要としている人を拾い上げるシステムを作る必要があるのではないのでしょうか。

(担当課)

事業に関する情報をホームページに載せるなど、情報を得やすい環境作りはしています。一人一人にサービスをご案内できれば一番良いのですが、実際には一人一人の状況を把握するのは難しく、また希望しない方もいらっしゃるので、基本的には利用者の申し出に基づいてサービスを提供するという形をとっています。

(委員)

予算や人員の問題もあるので、現状の通りで仕方ないですね。

(会長)

高齢者の方の状況を把握してニーズを発見する仕組みとして、地域包括支援センターや民生委員などがあります。そういったニーズを発見できるネットワークを市がもっと PR し、市民の皆さんにも理解を深めてもらう必要があると思います。

(委員)

私は高齢者の団体の集まりに出ていますが、ここで議論されているような行政サービスの話は一切出ません。そういった高齢者の団体などを通じてサービスを周知していくことも市の役割としてできるのではないのでしょうか。市のサービスを知っている人だけが受けられるというような状況はおかしいと思います。

(委員)

プライバシーの問題があり、近隣の人がまわって歩いても迷惑がられることもあるので、非常に難しい問題です。全員を救うということになれば、市のケースワーカーのような立場の方が一人暮らしの家をまわって希望を聞くというやり方しかできないので、簡単な問題ではありません。

(委員)

先ほどの配食サービスの件ですが、一人一人とゆっくり会話をしている時間は時間がかかってしまっていて業者は採算がとれないので、何か異常がある場

合を除いては中に入っていくというのはなかなかできないと思います。

(委員)

訪問するということではなく、市のサービスに関する通知が本人の手元に届くようなシステムが作れないかということです。プライバシーを尊重しながらも、周知する方法があるのではないのでしょうか。

(委員)

一人暮らしの方が羽村市に3,000人いるとして、その一人一人を市のケースワーカーが訪問することができれば一番いいですが、大変な労力ですからね。

(委員)

サービスにつなげていくためには申請主義が基本になると思いますが、民生委員や友愛訪問員などニーズを拾い上げる仕組みがあるので、そういうものをもっと深めていくことが大事だと思います。

(会長)

他にご意見はありますか。

(委員)

配食サービスのように職員が訪問する形式だけではなく、ほほえみ食事会のような地域の中での活動をもっと広げていったらいいのではないかと思います。食事に限らず地域の会館でのお茶会などでもよいと思います。

(委員)

各町内会で小地域ネットワークがあり、月に1、2回集まって健康体操や料理・手芸など様々な活動をしています。ただ、参加してくれる方は元気な方が多いので、会場まで歩いてこれられないような方も参加できるような仕組みができればなおよいと思います。

(委員)

サロンのように市民が集まれる場があると、具合が悪くなった時でも速やかに対応できるので、とてもいいことですね。

(副会長)

羽村は市民活動が非常に活発という印象があります。

(担当課)

市では毎年高齢者実態調査を行っており、70歳以上の全世帯を民生委員が訪問し、世帯の状況や外出の頻度などの調査を行っている。気になったことがあれば市の方に連絡をもらい、サービスの案内を行っています。継続的な見守りが必要な方には友愛訪問員の方が訪問しています。

(副会長)

アンケートによるとインターネットを使っている人は30%ほどしかいません。ということは、ホームページに情報を掲載しても効果が不十分だ

と思います。広報やチラシなど活字でのお知らせが一番かと思います。

(2) 今までの審議事項の総括について

(事務局)

今まで4つのテーマについてご意見をいただけてまいりましたが、まだ言い足りなかったことがある方もいらっしゃるかと思いますので、今までの総括としてご意見をいただければと思います。

(委員)

敬老のつどいの記念品について、商業振興施策として商品券を贈呈しているのはわかるのですが、もう廃止してもいいのではと思います。

(委員)

難病患者の福祉手当について、羽村市では所得制限を設けていないことについてご意見があったと思いますが、どのように決着したのでしょうか。私としても所得制限があった方がいいと思います。

(会長)

この審議会は、このようにしましょうと決める場ではなく、皆さんの意見の中で施策に反映できるものを挙げていきましょうという場ですので、最終答申についてはまた次回ご審議いただきたいと思います。

(担当課)

前回で、所得制限を設けた方がよいというお話はいただきました。この審議会では委員の皆様からの答えを期待しているというよりは、現状をお伝えして、委員の皆様の率直なご意見をいただいてこちらで答申案を作り、またご意見を求めていきたいと考えています。難病手当については確かに他市と比べてかなり基準がゆるいですが、手当としては必要というご意見もありましたので、それらも答申案の中に入れてご審議願いたいと考えています。

4. その他

(事務局)

次回の日程の調整をしていただきたいと思います。今回は最終回となりますが、今回は答申の素案を皆さんにお示しして、ご意見をいただければと思っています。日程につきましては、2月24日と2月25日の2つの日程のうちどちらかを調整していただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

(会長)

それでは2月24日の19時からお願い致します。では本日の審議はこれで終わりとなります。皆さん遅くまでありがとうございました。

	(司会) 本日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。 これをもちまして第3回審議会を終了させていただきます。ありがとうございました
--	--